

条例等立案表

<p>題名 徳島県立高等学校通学区等に関する規則の一部を改正する規則</p>		<p>課(室)名 教育委員会 学校政策課</p>	
<p>担当者名 久田 真由美</p>		<p>電話番号 三 一 二 〇</p>	
<p>制定理由 普通科を有する徳島県立勝浦高等学校の廃止に伴う所要の改正を行う必要がある。</p>			
<p>あらまし 一 普通科を有する徳島県立勝浦高等学校の廃止に伴い、徳島県立勝浦高等学校を別表第一から除くこととした。 二 この規則は、平成二十四年四月一日から施行することとした。</p>			
<p>予算上の措置</p>		<p>考</p>	
<p>関係法規 徳島県立学校設置条例(昭和三十九年条例第五十五号)</p>		<p>備</p>	
<p>法令審査会</p>		<p>要・否</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 佐藤 盛仁

徳島県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

徳島県立高等学校通学区域等に関する規則（昭和四十六年徳島県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一の項高等学校の欄中

徳島県立小松島高等学校
徳島県立勝浦高等学校
徳島県立富岡西高等学校

を

徳島県
徳島県

立小松島高等学校
立富岡西高等学校

に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

徳島県立高等学校通学区区域等に関する規則の一部を改正する規則

(改正案)

(現行)

別表第一(第二条関係)

別表第一(第二条関係)

学区	高等学校	第一	第二	第三
小松島市 阿南市 勝浦町 上勝町 佐那河内村 那賀町 美波町 牟岐町 海陽町	徳島県立小松島高等学校 徳島県立富岡西高等学校 徳島県立那賀高等学校 徳島県立海部高等学校	(略)	(略)	(略)

学区	高等学校	第一	第二	第三
小松島市 阿南市 勝浦町 上勝町 佐那河内村 那賀町 美波町 牟岐町 海陽町	徳島県立小松島高等学校 徳島県立勝浦高等学校 徳島県立富岡西高等学校 徳島県立那賀高等学校 徳島県立海部高等学校	(略)	(略)	(略)

徳島県立高等学校通学区域等に関する規則の一部改正について

学校政策課

1 改正の概要

本県では、少子高齢化、高度情報化、国際化などの社会環境の変化や、生徒や保護者の価値観の多様化を踏まえ、新たな時代に対応した学校づくりや多様な教育の実現を図るため、再編整備等を進めている。

それに伴い、徳島県立小松島西高等学校と徳島県立勝浦高等学校を再編統合し、普通科を有する徳島県立勝浦高等学校を廃止することに伴う所要の改正を行う。

2 施行期日

平成24年4月1日